

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和町長 浅野俊彦

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 大和町 (421) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 吉田地区 (麓・金取南・金取北・三畑・升沢・沢渡・八志田・反町・峯・清水・高田・城内) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年8月2日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 吉田地区は、基盤整備された農地と中山間地の比較的狭隘な農地が混在している地域である。法人化した集落営農組織は少ないが、大豆、麦を中心に転作をしている。
- 高齢化の影響で離農者が増えており、資材高騰と販売価格が低迷している状況では採算が合わないため、兼業農家が多くなっている。
- 後継者がいないため、所有している農業機械が壊れれば「引退」と考える方もいる。既に集落の水路払い等の参加者が少なく、水田の維持管理が難しくなっているため、地域農業を下支えする小規模農家を無くさない方策が必要である。
- 獣害対策で侵入防止柵を設置した区域であっても、隙間や切れ目からの侵入がある。破損個所の修繕・見回りなど、金銭的・肉体的負担が大きい。
- 前回の基盤整備事業から30年以上経過しており、再整備が必要である。山の中を走る水路は、大雨時土砂の堆積や法面崩落など管理上危険な場所もある。
- 近年は、温暖化の影響により、水を使用するタイミングが早くなっているが、ダムとの契約により放水時期が変更できないため、水が不足することがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 経営体質強化のため集落営農組織の法人化を図ると共に、個人の担い手は作業の受委託による規模拡大で低コスト化に取り組む。また、農地中間管理機構関連の農地整備事業を活用し、耕作作業の効率化と担い手への農地集積を図る。
- 転作で大豆、麦を中心に栽培しているが、農地の効率的な利用を図ると共に経営全体の複合化を目指す。
- 地区の特性に応じた新たな作目の導入、女性農業者による地区内産農産物の食品加工、生産直売所を利用した販売拡大などにより経営体の強化を図る。
- 農村を維持するため、地域のさまざまな機会を活用し、話し合いを継続的に取り組んでいくとともに、大規模農家のみならず中小農家を大切にす視点を持つ。
- 大規模化した農地では、スマート農業を推進し省力化を図る一方で、基盤整備の実施困難な区域では、地域の伝統や豊かな自然を生かした農村づくりに努める。
- 園芸作物として、ねぎ・ゴボウなどに取り組み、産地化する。また、廃菌床(おが屑)の利活用など他の作物や産業と連携し、肥料低減や経費削減を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 564 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 542 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域の農用地区域を基本とし、法人、認定農業者、集落営農組織などが交付金や営農上の理由から必要とする区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

既存の担い手や基盤整備事業で設立した新しい法人、就農を果たした後継者を中心として、分散錯圃を解消する。
基盤整備を進めて耕作条件を改善し、農用地の集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人や分散錯圃を解消するため交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付ける。
中間管理機構の周知を図り、利用率を上げる。

(3) 基盤整備事業への取組方針

前回の基盤整備から30年以上経過しているため、再整備が必要だが、費用対効果や将来性、所有者理解など吟味した上で進めていく。
山手の用水路について、農家負担のない改修事業を模索したい。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地の出し手となる農家の余剰労働力は、法人の労働力として活用し、集落を一つの経営体として捉えて成長させたい。
法人においては、従業員を採用し、代替わりにより技術が損なわれないよう、雇用体制を整えていく。新規就農者についても、移住者を受け入れる体勢を整える。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

ラジコンヘリやドローンによる薬剤散布など、持っていない機械や省力化できる作業は委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①地域で協力してイノシシ対策に取り組む。
- ②特別栽培米(郷の有機)の作付面積の拡大や廃菌床のリサイクル(肥料化)の施設を検討する。
- ③ドローン、自動操舵システム導入による省力化を進める。
- ④基盤整備事業と関連して畑地化を進めていく。
- ⑦所有者管理が前提だが、地域(保全会等)で管理しているところもある。有害鳥獣の緩衝地帯として効果を発揮する。
- ⑧法人化に伴い乾燥施設などの規模が足りなくなる可能性が高く、6次化に向けた加工施設の導入も含め検討する。
- ⑩地域の特産品の発掘と振興を図る。農業体験を通じて都市住民との交流を深める。